

社会福祉審議会老人福祉専門分科会への諮問・答申の流れ

○ 社会福祉法

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

○ 久留米市社会福祉審議会運営要綱

(専門分科会)

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 障害者福祉専門分科会
- ③ 老人福祉専門分科会
- ④ 児童福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1のとおりとする。

(別表1の抜粋)

民生委員審査専門分科会 を除く各専門分科会	・社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項
--------------------------	----------------------------

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。(下記『久留米市社会福祉審議会の運営に関する取り決めについて』)

○ 久留米市社会福祉審議会の運営に関する取り決めについて (抄)

1. 諮問案件の付議について

諮問を受けた委員長は、下記方針により全体会、専門分科会、部会への付議振り分けを行う。

【付議振り分け方針】

(1) 各専門分科会の審議事項として運営要綱別表第1に列記されている事項に係る具体的案件については、当該専門分科会に付議する。

2. 諮問案件への答申について

(1) 答申者

答申者は「委員長」とする。

(2) 答申決議

運営要綱第5条及び第8条第2項の規定により専門分科会並びに審査部会の決議を審議会の決議とする際に必要な審議会の同意は、委員長の同意をもって審議会の同意とする。

(3) 答申の提出

審議会答申の提出手続きについては、以下によるものとする。

専門分科会に付議された諮問事項については、専門分科会長から委員長あてに報告書が提出された後、委員長から市長あてに答申書を提出する。